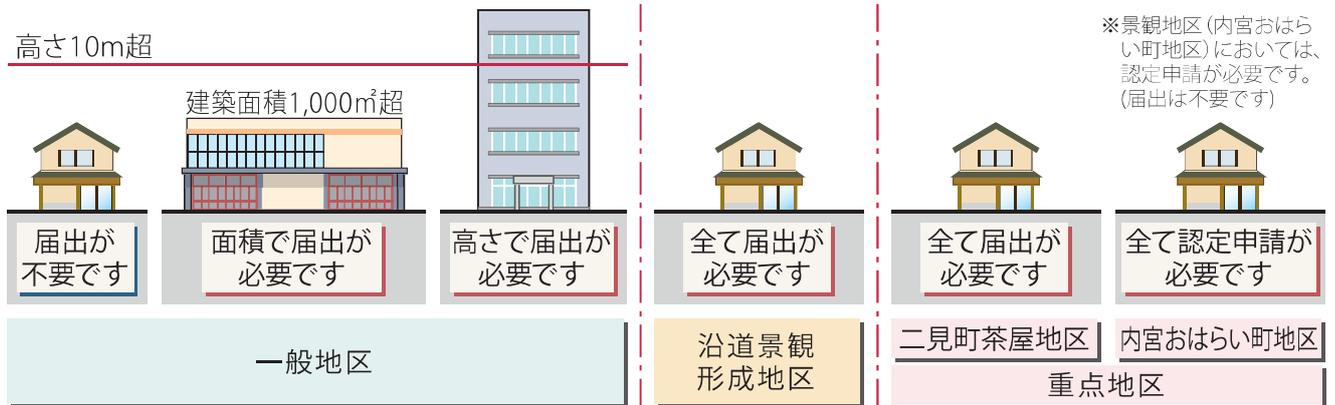


届出対象行為

※行為の届出にあたり、届出の前に事前相談を行ってください。

届出対象行為は、一般地区、沿道景観形成地区、重点地区ごとにそれぞれ定められています。



◆一般地区において届出を要する行為

一般地区において、届出が必要となる一定規模以上の行為は次のとおりです。

1	建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	高さ10m又は建築面積1,000㎡を超えるもの
2	①煙突(支枠及び支線がある場合においては、これらを含む。)その他これに類するもの	高さ10mを超えるもの
	②架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ30mを超えるもの
	③鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ10mを超えるもの
	④装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。)	
	⑤高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	
	⑥擁壁、さく、塀	高さ5mを超え、かつ長さ10mを超えるもの
	⑦ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	高さ10mを超えるもの
	⑧アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する工作物	高さ10mを超えるもの、又は、築造面積が1,000㎡を超えるもの
	⑨自動車車庫の用途に供する工作物	
	⑩汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理の用途に供する工作物	
	⑪太陽光発電施設(同一敷地、一団の土地若しくは同一水面に設置するもの。)	高さ10mを超えるもの、又は、太陽電池モジュール(太陽光パネル)の合計面積が1,000㎡を超えるもの
	⑫①から⑪に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	建築物の上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10m(②に掲げるものにあつては30m)を超えるもの、又は、⑪に掲げるもので太陽電池モジュール(太陽光パネル)の合計面積が1,000㎡を超えるもの
	⑬その他の工作物	高さ10mを超えるもの、又は、築造面積が1,000㎡を超えるもの
3	開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの、又は、行為に伴い生ずる擁壁若しくは法面の高さが5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
4	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	
5	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの、又は、その高さが5mを超えるもの